

令和5年度 健全化判断比率の公表について

○ 令和6年度に公表する健全化判断比率は下記のとおりとなり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回る値となりました。

比率名	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	- %	13.39%	20.00%	黒字 1.46%
連結実質赤字比率	- %	18.39%	30.00%	黒字 33.21%
実質公債費比率	11.1%	25.0%	35.0%	
将来負担比率	- %	350.0%		

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

標準財政規模：標準的に収入されるであろう經常的一般財源の規模で用途の定めのない1年間の収入に相当するとされます。

一般会計等の実質赤字額の1年間の標準的な収入(標準財政規模)に対する比率であり、この比率が生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

本町の対象となる会計は一般会計のみであり、赤字比率は生じていません。

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：① 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字額
 (一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護サービス事業特別会計)
- ② 公営企業会計の資金不足額
 (町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計、別海町下水道等事業会計)
- ①・②の合計

公営企業会計を含む全会計における実質赤字額(資金不足額)の1年間の標準的な収入に対する比率であり、この比率が生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

本町では連結実質赤字比率は生じていません。

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債等債務} - \text{特定財源・普通交付税基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税基準財政需要額算入額}}$$

- 地方債等債務: ① 地方債元利償還金
② 公営企業の企業債償還に対する繰出金
③ 一部事務組合・広域連合の地方債償還に対する負担金
④ 公債費に準ずる債務負担行為
⑤ 一時借入金利子
①～⑤の合計

一般会計等が負担する地方債の元利償還金などの債務の1年間の標準的な収入に対する比率です。18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部を除いた起債の発行が制限されます。

令和5年度における実質公債費比率は、令和4年度から0.4ポイント減少(改善)し、11.1%となりました。また、令和5年度単年では10.8%となっています。近年、老朽化した公共施設の建替え等に伴い、有利な地方債を活用してきたことから、高い水準で推移しております。早期財政健全化基準の25.0%を下回っていますが、活用可能な財源を有効に活用しながら、交付税措置率が低い地方債の新規発行を抑制し、実質公債費比率の低下を図ります。

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{特定財源・充当可能基金・普通交付税基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税基準財政需要額算入額}}$$

- 将来負担額: ① 令和5年度地方債現在高
② 債務負担行為に基づく支出予定額
③ 公営企業債に対する繰出金
④ 一部事務組合・広域連合の地方債残高に対する負担金
⑤ 退職手当支給予定額
①～⑤の合計

一般会計等が将来にわたって返済しなければならない借金の1年間の標準的な収入に対する比率です。将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。350%を超えると、国から財政健全化団体に指定され個別外部監査が義務付けとなり、議会の議決を経た財政健全化計画の策定が必要となります。

ふるさと応援基金の増加などにより充当可能財源が将来負担額を上回ったことから、将来負担比率がマイナスとなり、算定されない結果となりました。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき公表しています。